

# 令和5年第3回小鹿野町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月27日（月）午後2時20分～午後2時55分
- 2 開催場所 小鹿野文化センター 大会議室
- 3 出席委員 農業委員（13人） 農地利用最適化推進委員（8人）
- 会長 10番 黒沢 裕幸  
会長職務代理 1番 吉田 恭寛  
農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子  
5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行  
9番 町田 考子 11番 新井 正志 12番 守屋 善雄  
13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな
- 農地利用最適化推進委員
- 強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子  
強矢 武夫 入澤 節子 市川 和男  
増島 敏雄 千島 政次
- 4 欠席委員 農業委員（1人） 8番 佐藤 恒志
- 5 農業委員会事務局職員
- 事務局長 近藤 勝英 事務局 萩野 翔太  
嶋田 裕介
- 6 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案番号の訂正について
- 日程第3 議案第3号  
農地法第4条の規定による許可申請の審議について（1件）
- 日程第4 議案第4号  
農地法第5条の規定による許可申請の審議について（1件）
- 日程第5 議案第5号  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定  
による農用地利用集積計画（案）について（1件）

日程第 6 議案第 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定  
による農用地利用配分計画（案）について（2 件）

日程第 7 議案第 7 号

農地法第 52 条に基づく賃借料情報の審議について

報 告

- 1 6 ヶ月後の現地確認について  
令和 4 年 9 月申請分について（8 件）

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。只今より令和5年第3回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。尚、本日の欠席者は8番 佐藤恒志委員さんです。それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>こんにちは。今年度最後の総会となります。最近は暖かくなりまして、長瀬などでは桜が満開で綺麗です。</p> <p>さて、今回は議案が少ないですが、慎重審議をよろしくお願い出来ればと思います。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。尚、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は12番 守屋善雄委員さん、14番 樋口わかな委員さん、以上2名を御指名申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2 議案番号の訂正についてです。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>日程第2 議案番号の訂正について ということで挙げさせていただきました。先月と先々月の議案の番号が第35号と第36号となっていました。こちらの勘違いで議案番号は年度で更新されると思っていました。年で変わることですので、1月の議案は第1号、2月の議案は第2号となります。今月の議案は第3号から挙げさせていただきます。ということで訂正になります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、日程第3 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」(1件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について審議された。令和5年3月27日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p>

	<p>番号1 ○〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 ○〇m<sup>2</sup> 字〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 ○〇m<sup>2</sup> 字〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 ○〇〇m<sup>2</sup> 3筆の合計面積 ○〇〇m<sup>2</sup> 地目は3筆とも畠です。申請者は○〇〇 ○〇〇〇 事由：以前より、宅地として使用しており、今後も宅地として使用したいため申請をした。</p> <p>こちらは、農振除外で皆さんに審議をしていただいた案件です。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図、公図（写）をご覧ください。こちらは、○〇〇の○〇〇にあります○〇〇〇から東に進む町道があります。○〇〇〇から○〇〇mほど進んだ北側に位置しています。</p> <p>公図（写）をご覧ください。○〇〇〇-〇と○〇〇〇-〇があります。宅地になっていますが、こちらも含めた転用になります。畠だけの転用の面積は○〇〇m<sup>2</sup>になりますが、宅地の部分も含めた面積は○〇〇.〇〇m<sup>2</sup>になります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
市川和男 推進委員	<p>お世話になります。先週の20日に農業委員の豊田均さん、事務局の荻野さん、嶋田さんと私の4人で現地確認に行ってきました。現在この土地は小屋が建っていたり、今も庭として使用しているようです。道に沿って手掘りのような水路がありました。ただ掘っただけの水路が回っていますが、家の人に会えなかつたので、詳しい話を聞くことが出来ませんでした。ただ、住宅の裏の水路の所に土嚢が置いてありまして、もしかすると増水か何か多少なりとも水の被害があったのではないかと推測出来ます。</p> <p>今回家を建て替えるのだと思います。現在○〇〇〇-〇の家が建っている方に住んでいるようですが、横に建てるようです。土地的には高さがありますが、事務局に確認を取りましたら、盛り土をして平らにするのではなく、削り取って整地して家を建て替えるということです。もしかしたら、土嚢を積んで、水の流れ込みの被害が出たための対策ではないかと感じました。こここの土地の前の道路は狭いですが、広げる予定があるようです。実際は畠として使用していません、庭であったり、小屋があつたりしています。現在住んでいますので、この場所については問題無いと思います。</p>

議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
	(質疑無し)
議長	御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について(1件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	続きまして、日程第4 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」(1件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、説明をさせていただきます。 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年3月27日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸 番号1 ○○字○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○m <sup>2</sup> 字○○○○○ 地目 田 面積 ○○○m <sup>2</sup> 2筆の合計面積 ○○○m <sup>2</sup> 申請人譲渡人:○○ ○○○○○ 譲受人:○○ ○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○○○○ 事由:譲受人は旅館業を営んでおり、遠方からの従業員も多く、付近に賃貸物件が少ないため、旅館から近い当該地に社員寮として利用したく申請をした。また、譲受人は身体的障害があるため、障碍者用の自己用住宅としても建築をしたいと考えた。農振除外からの案件で使用貸借権となっています。 続きまして、場所の説明をさせていただきます。 案内図、公図(写)をご覧ください。こちらは、○○にあります○○○○○○○に接する県道○○号線を北へ○○○mほど進んだ東側に位置しています。 公図(写)を見ていただきますと、今回転用したい地番に加えて周囲に雑種地と書かれている地番が2筆あると思います。○○○-○と○○○-○です。こちらの雑種地も同様に転用し、自己用住宅、社員寮として使

	<p>用します。ということになります。雑種地を含めた合計面積につきましては、〇,〇〇〇m<sup>2</sup>になります。建物自体の面積は〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>になります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長 市川和男 推進委員	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p> <p>はい。こちらの土地は道路とほとんど平行です。関係者の方がいましたので話を聴きましたら、盛り土をする必要は無く、整地するくらいで済みそうだということでした。建物については、9名から11名くらいの建物が建つそうです。周りは田んぼをしているようで、数日前に雨が降りましたが、そこの境の部分に沿って水たまりが出来てきました。その点を関係者に聞きましたら、対策を取りながらの建築になるということでした。周りの所有者にも承諾を得ているので問題は無いと思います。</p>
議長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
	(質疑無し)
議長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について（1件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
	(全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、日程第5 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画（案）について（1件）を上程いたします。</p> <p>次の議案第6号は関連していますので、併せて審議をしていただきます。</p> <p>日程第6 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）について（2件）を上程い</p>

	<p>たします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第5号と第6号は関連するものになります。議案第5号の番号1から説明をさせていただきます。</p> <p>番号1 ○○字○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○,○○○m<sup>2</sup> 申請人 利用権設定を受ける者：公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 強瀬道男 利用権設定をする者：○○ ○○ ○ 事由：農地中間管理事業を通じて賃借を行うため。利用権設定となっています。</p> <p>ここで関連してきますのが議案第6号となります。議案第6号の番号1は議案第5号の番号1と同じ場所になります。農地中間管理機構 公益社団法人埼玉県農林公社を通じて議案第6号の申請人 利用権設定を受ける者：○○ ○○○○さんがこの土地を賃借して今後耕作していくということになっています。</p> <p>議案第5号の番号1と議案第6号の番号1について場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図と公図（写）の3ページ目をご覧ください。○○の○○○○○○○より東に入る道があります。そこから○○mほど進んだ東側に位置しています。この場所で○○○○さんがパイプハウスを建ててキュウリを栽培したいということでした。</p> <p>続きまして、議案第6号の番号2について説明をさせていただきます。</p> <p>番号2 ○○○○字○○○○○○○○○○-○ 面積 ○○○m<sup>2</sup> 字○○○○○○○○-○ 面積 ○○○m<sup>2</sup> 2筆の合計面積 ○,○○○m<sup>2</sup> 地目は2筆とも田です。申請人 利用権設定を受ける者：○○○ ○○ ○ 利用権設定をする者：公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 強瀬道男 事由：農地中間管理事業を通じて賃借を行うため。利用権設定となっています。</p> <p>こちらの○○ ○さんが借りる2筆の農地につきましては、元々農地中間管理機構の方にそれぞれの地主さんが貸し付けていたものなので、今回も○○ ○さんが農地中間管理機構から借りるだけの申請になっています。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図と公図（写）の最後のページになります。こちらは、○○○○○○○を○○○の○○○○○○○○○から○○○方面に○○○mほど進みます。そこから○○○mほど南に進んだ場所に位置しています。</p> <p>説明は以上となります。</p>

	<p>議長 事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p>
市川和男 推進委員	<p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>番号1の〇〇さんの案件ですが、〇〇さんは申請されている農地の隣でハウスで栽培をしていますので、地続きのような形で管理もしやすく使い易くなると思います。既にハウスを建てる場所の土づくりが始まっていますので問題は無いと思います。</p> <p>番号2の〇〇さんの案件ですが、こちらも周りの田んぼと同じように綺麗にしてありました。〇〇さんは少し離れた所、近くだと思いますが、既に耕作している所がありますので問題は無いと思います。</p>
議長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
	(質疑無し)
議長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第5 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画(案)について(1件)</p> <p>日程第6 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(2件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
	(全員賛成)
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	続きまして、日程第7 議案第7号「農地法第52条に基づく賃借料情報の審議について」を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>皆さんのお手元に農地法第52条に基づく賃借料情報の提供という資料をお配りしました。毎年3月の農業委員会総会で皆さんから意見をお聞</p>

	きしています。小鹿野町の中でのある程度の基準です。田んぼを借りる時一反あたり 8,000 円、畑を借りる時一反あたり 6,000 円と書かせていただいています。この金額が何年も変わっていません。問題が無ければこのままで良いと思います。あくまでも基準ですので、絶対にこの金額でなければいけない。ということではありません。何かご意見があればいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。ご意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	農地中間管理機構はこの金額で契約をされているのでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農地中間管理機構の方も地主さんと借りる側で自由に価格設定をしていただいています。 例えば、1 反を 1,000 円で借りられる場合もあれば 10,000 円で借りられる場合もあります。農地中間管理機構については、自由に設定していることになります。
議長	他にご意見のある方はいらっしゃいますか。
	(意見無し)
議長	御意見がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。 日程第 7 議案第 7 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の審議について の採決を行います。本件につきましては、現状の通りとすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

	(全員賛成)
議長	<p>全員賛成によりまして現状の通り 10 アールあたり田の部 8,000 円、畠の部 6,000 円とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>1 6ヶ月後の現地確認について 令和4年9月申請分について (8件) 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 参考資料(6ヶ月後の確認)ということで、令和4年9月に審議をしていただいたものになります。</p> <p>こちらにつきましては、農地中間管理事業が行われたものになります。 この時の議案は第26号で、第27号が関連しています。</p> <p>議案第26号 番号1 ○○字○○○○○ 地目 畠 面積 ○,○○○m<sup>2</sup> 利用権設定をする者:○○ ○○○○○</p> <p>番号2 ○○字○○○○○ 地目 畠 面積 ○,○○○m<sup>2</sup> 利用権設定をする者:○○ ○○○○○</p> <p>番号3 ○○字○○○○○-○ 地目 畠 面積 ○,○○○m<sup>2</sup> 利用権設定をする者:○○ ○○○○○</p> <p>この○○の3件につきましては、○○○○さん、○○○○○さん、○○○○さんが農地中間管理機構に貸し出しまして、議案第27号で利用権設定をしまして農地中間管理機構から○○の○○○○○○○○に貸し付けるということになります。</p> <p>議案第26号の番号4と議案第27号の番号4が関連しています。</p> <p>番号4 ○○○○字○○○○○○○○-○ 地目 畠 面積 ○,○○○m<sup>2</sup> 利用権設定をする者:○○○○ ○○○○○</p> <p>○○○○さんが農地中間管理機構に貸し出しまして、議案第27号で利用権設定をしまして農地中間管理機構から○○の○○○○さんに貸し付けるということになります。</p> <p>この農地中間管理事業につきましては、現地確認を行っていませんのでよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局より報告があります。</p>
事務局	皆さんのお手元に令和5年度最適化活動の目標の設定等という資料を

	<p>お配りしました。</p> <p>これが何かと言いますと、昨年の秋から1ヶ月に8日を目標に活動を行ってください。ということで、活動記録簿を作成していただいていると思います。こちらは、来年度の4月1日以降の計画ということで県に提出したいと思っています。細かくいろいろ数字が書いてあり、複雑になってしまいますが、皆さんには引き続き1ヶ月に8日を目標に活動をお願いしたいということです。</p> <p>今年度の皆さんのが活動記録を集計させていただきます。現時点では県からの金額は確定しています。今まででは皆さんの活動全てで年間44万円をいたしていました。ただ、今回につきましては、細かい数字は覚えていませんが、75万円か76万円をいたしています。皆さんの報酬に反映させていただきます。今回は額が多くいただけました。皆さんに頑張っていただきましたのでありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、小鹿野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」という資料をお配りしました。</p> <p>こちらを報告するのが遅くなってしまいまして申し訳ありません。先月の農業委員会総会の前に県から話をいただきました。小鹿野町で全体的に農地等の利用をこのように目指していくという計画のようなものです。この指針は何年も前に小鹿野町は策定していましたが、今回国や法律が改正された関係で、新たに改定したものを作成するということになりました。このような形で作らせていただきましたので報告させていただきます。</p> <p>もし、指針や最適化活動の目標の設定の中でご意見等がありましたらいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	今までのものと今回のもので特別に変わったところはありますか。
事務局	<p>最適化活動の目標の設定等という方は、今年度は特に変わっていませんので、数字を入れただけです。目標設定は8日というだけです。</p> <p>この計画については今までと変わらないと思います。</p> <p>指針につきましては、10年前に作成してきましたが、かなり簡単に作られていました。ただ、今回ご覧いただいたように文字数もあります。これもあくまで計画というところになります。指針ですので、10年後、3年後の目標、令和11年3月の目標、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消というようなことがあります。仮に3年後、</p>

10年後に目標が達成出来なかったとしても、特に問題があるかというとそうではないということになります。あくまでも指針になります。

最後に、今後の農業委員会総会の日程表をお配りしました。正式なものではありませんが、この日にちでスケジュールを組んでいきたいと思います。

また、農業委員会だよりの担当になられている委員さんにつきましては、4月25日に編集委員会を5月25日に校正委員会を考えています。

1月1日に発行する農業委員会だよりにつきましては、10月25日に編集委員会を11月27日に校正委員会を予定しています。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 皆さんの方から何かございますか。

(特に無し)

議長 皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和5年第3回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。